事業者を対象として実施する業務	令和2年5月31日現在

番号	業務	業務制度名	対 象	内 容	問い合わせ先
22	延長	法人市民税の申 告・納付期限の延 長(個別対応)	期限までに申告書の提 出や納付ができない法 人事業主	申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限の延長申請」と記載していただくことによって、個別に申告・納付期限の延長を受けることができます。この場合、申告書の提出日を申告及び納付期限として取り扱います。	税務課 市民税係 052-444-0509
23	貸付	福祉医療貸付 事業	事業停止等となった個 人事業主、法人事業主	無担保・無利子で経営資金の融資を行っています。 貸付条件は、①福祉貸付事業と②医療貸付事業があり、それぞれ償還期間、貸付利率、貸付金の限度額の設定があります。	独立行政法人福祉医療機構東京本部 福祉審査課 03-3438-9298 東京本部 医療審査課 03-3438-9940
24	給付	持 続 化 給 付 金 事業	ひと月の売上が前年同 月比で50%以上減少し ている中小法人、個人事 業者等	中小法人等は200万円、個人事業者等は 100万円を給付します。ただし、昨年1年間 の売上からの減少分が上限となります。	経済産業省 持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570
25		新型コロナウイ ルス感染症対策 協力金	愛知県の休業協力要請 期間中、対象施設の休 業又は営業時間短縮を 実施した事業者	50万円の協力金を交付します。 【申請期間】令和2年6月30日まで	
26	助成	新型コロナウイ ルス感染症対策 協力金	愛知県の休業協力要請 期間中、自主的に休業を 実施した理容業又は美 容業を営む事業者	愛知県理容生活衛生同業組合、愛知県美容業生活衛生同業組合に加盟している事業者は4月24日から5月6日まで、組合に加盟していない事業者は4月25日から5月6日まで自主的に休業した場合、愛知県が10万円、あま市が10万円の協力金を交付します。	産業振興課 052-441-7114
27		新型コロナウイ ルス感染症によ る小学校休業等 対応助成金	小学校等に通う子の保 護者である労働者に、学 校の臨時休業中に有給 休暇を取得させた法人 事業主	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(日額上限8,330円)を助成します。 【対象期間】令和2年2月27日から6月30日【申請期間】令和2年9月30日まで 【申請方法】学校等休業助成金・支援金受付センターに郵送	厚生労働省 コールセンター 平日・休日9:00〜21:00 0120-60-3999
28	信用保証付き融資	セーフティネット 保証及び危機関 連保証融資に係る 認定書発行業務	資金繰りが悪化した中 小企業者	金融機関で融資を受ける際に必要となる認定書を発行します。	産業振興課 052-441-7114
29	猶予	市税の徴収猶予 (特例)	令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、かつ、一時に納付し、又は納入を行うことが困難である個人事業主、法人事業主	【対象となる税】令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての市税 【猶予内容】無担保かつ延滞金無しで、1年間、徴収の猶予を受けることができる。 【申請日】令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日まで	収納課 052-444-0413

内容については、5月31日現在です。

今後の状況により変更する場合がありますので、ご了承ください。

6月以降の新しい情報につきましては、あま市公式ウェブサイトでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う 助成金・給付金等について





番号	業務	業務制度名	対 象	内 容	問い合わせ先
1		国民健康保険被 保険者に対する 傷病手当金の支 給	感染又は発熱等による 感染疑いで就労できず、 給料が得られない方	【支給日数】就労できなくなった日から4日目以降の就労できなかった日数 【1日当たり支給額】給与等の平均日額の2/3を支給します。	保険医療課 052-444-3168
2		後期高齢者医療 被保険者に対す る傷病手当金の 支給	感染又は発熱等による 感染疑いで就労できず、 給料が得られない方	【支給日数】就労できなくなった日から4日目以降の就労できなかった日数 【1日当たり支給額】給与等の平均日額の2/3を支給します。	保険医療課 052-444-3168
3		特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方	給付対象者1人につき <mark>10万円</mark> を給付します。 【申請期間】令和2年8月20日まで	社会福祉課 052-462-6681 (専用ダイヤル)
4	給付	住居確保給付金	休業等に伴う収入の減 少で家賃の支払いがで きない方	申請者と同一の世帯の属する者の収入の合計額が基準以下で、資産等に関する要件を満たす場合に、原則3か月、最大9か月、家賃相当額を貸主に給付します。	社会福祉課 052-444-3135
5		子育て世帯への 臨時特別給付金 (国制度)	令和2年3月31日に市 内に住所を有し、令和2 年4月分(3月分を含む。)の児童手当の支給 を受けている受給者	児童一人当たり <mark>1万円</mark> を給付します。 <u>所得制限あり。</u> (申請不要)	子育て支援課
6		新型コロナウイ ルス感染症対策 子育て世帯応援 給付金(市独自 制度)	令和2年3月31日に市内に住所を有し、令和2年4月分(3月分を含む。)の児童手当の支給を受けている受給者	児童一人当たり <mark>1万円</mark> を給付します。 <u>所得制限なし。</u> (申請不要)	052-444-3173
7		就学援助	減収で市立小中学校に 子どもを就学させるの に困っている方	学用品など就学に必要な経費の一部を 援助します。	学校教育課 052-444-0902
8		妊婦の方々など に向けた新型コ ロナウイルス感 染症対策	妊婦	1人当たり布マスクを1枚配布します。	健康推進課 052-443-0005
9	麦援	新型コロナウイルス感染症業等対応支援金(委託を受けて個で仕事をする方向け)	学校の臨時休業で、子どもの世話のために契約 した仕事ができなくなった方	就業できなかった日について1日あたり 4,100円(定額)を支給します。 【対象期間】令和2年2月27日から6月30日 【申請期間】令和2年9月30日まで 【申請方法】学校等休業助成金・支援金受付センターに郵送	厚生労働省 コールセンター 平日・休日9:00〜21:00 0120-60-3999
10	猶予	市税の徴収 猶予(特例)	令和2年2月以降の任意 の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入 が前年同期に比べて概 ね20%以上減少しており、納税が困難である方	【対象となる税】令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての市税 【猶予内容】無担保かつ延滞金無しで、1年間、徴収の猶予を受けることができます。 【申請日】令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日まで	収納課 052-444-0413
11		改良住宅家 賃の支払い 猶予	減収で改良住宅家賃が 支払えない方	支払い猶予の相談を承っています。	人権推進課 管理係 (あま市人権ふれあいセンター) 052-444-5393

-1-

番号	業務	業務制度名	対 象	内 容	問い合わせ先
12	猶	水道使用料 金の支払い 猶予	減収で水道料金が支払 えない方	支払い猶予の相談を承っています。	水道事業給水地区 上水道課 料金係 052-441-7115 名古屋市上下水道局の給水地区 中村営業所 052-483-1411
13	予	下水道使用 料の支払い 猶予	減収で下水道使用料が 支払えない方	支払い猶予の相談を承っています。	水道事業給水地区 上水道課 料金係 052-441-7115 名古屋市上下水道局の給水地区 中村営業所 052-483-1411
14		市県民税の 減免	減収で市県民税を支払 えない方	前年所得が200万円以下で、今年の所得が2分の1以下になる見込みの方は、今年度の市県民税の所得割額の2分の1を申請により減免します。	税務課 市民税係 052-444-0509
15		国民年金保 険料の免除・ 納付猶予・学 生納付特例	減収で国民年金保険料 が納付できない方	令和2年2月以降に収入が減少し、令和2年中の所得見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になると見込まれる場合に、令和2年2月分以降の国民年金保険料について、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を適用します。	保険医療課 052-444-3168 日本年金機構 0570-003-004 (ねんきん加入者ダイヤル)
16		国民健康保 険税の減免	減収で国民健康保険税 が納付できない方	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し若しくは重篤な傷病を負った世帯又は事業収入等の減少(10分の3以上、他にも要件あり)が見込まれる世帯の国民健康保険税を減免します。 【7月中旬から受付開始予定】	保険医療課 052-444-3168
17	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後期高齢者 医療保険料 の減免	減収で後期高齢者医療 保険料が納付できない 方	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し若しくは重篤な傷病を負った世帯又は事業収入等の減少(10分の3以上、他にも要件あり)が見込まれる世帯の後期高齢者医療被保険者の保険料を減免します。 【7月中旬から受付開始予定】	保険医療課 052-444-3168
18		介護保険料 の減免	減収で介護保険料が納 付できない方	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し若しくは重篤な傷病を負った第一号被保険者又は主たる生計維持者の事業収入等の減少(10分の3以上、他にも要件あり)が見込まれる第一号被保険者の介護保険料を減免します。 【7月中旬から受付開始予定】	高齢福祉課 052-444-3141
19		上水道使用 料金及び簡 易水道料金 の基本料金 全額免除	水道利用者	8、9月ご利用分(10月請求分)にかかる上水道使 用料金の基本料金を2か月分全額免除します。 (申請不要)	水道事業給水地区 上水道課 料金係 052-441-7115 名古屋市上下水道局の給水地区 中村営業所 052-483-1411
20		緊急小口資 金(特例)	休業で家計が維持でき ない方	貸付上限10万円(特別な場合は <mark>20万円</mark>) 据置期間1年以内 償還期間2年以内	*************************************
21	付付	総合支援資金	緊急小口資金を借りた 方で、引き続き生活に 困窮する世帯	貸付上限(2人以上)月 <mark>20万円</mark> (単身)月15万円 据置期間1年以内 償還期間10年以内	あま市社会福祉協議会 052-443-4291

-2-